

面会交流支援のご案内

お子さんは離れて暮らす親に 会っていますか？

離婚によって、離れて暮らしている親と子が、定期的、又、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだりすることを面会交流といいます。

両親は離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることにより、深い安心感と自尊心を育むことができます。

父母の間で連絡調整が難しい場合に、申請書の内容に基づいて、事前面談後に支援を実施します。

対象者

- ①子どもと同居の親は、静岡市・浜松市に居住していること
- ②面会交流の取り決めがあること
- ③子どもが15歳未満であること
- ④同居親と別居親のどちらかが児童扶養手当受給者と同様の所得水準にあること
- ⑤子どもの連れ去り、配偶者暴力などのおそれがないこと

①から⑤のすべてに該当することが必要です。詳しくはお問い合わせください。



問合せ先

本 所	054-254-1191
東部支所	055-951-8255
中部支所	054-284-0008
西部支所	053-452-7107

静岡県 静岡市 浜松市
母子家庭等就業・自立支援センター



自立支援センター